

## 懲戒処分等の公表基準について

市長が地方公務員法に基づき職員の懲戒処分等を行った場合は、下記の基準によりその概要を公表する。

### 1 公表する事案

地方公務員法に基づく懲戒処分とする。ただし、懲戒処分事案に関連した管理監督者処分については、懲戒処分以外の措置も併せて公表する。

### 2 公表の内容

公表の内容は、次のとおりとする。

- (1) 処分年月日
- (2) 処分内容
- (3) 職員の職（部長・課長・副主幹・主査級及び一般職員）
- (4) 職員の年齢
- (5) 事案の概要

なお、社会的影響が著しく大きい事案であり、警察等で氏名等が公にされている場合は、所属、氏名等も公表する。

ただし、次のような場合には、例外的に公表しないことがある。

- (1) 被害者等がいる場合であって、被害者等が公表を拒否しているとき。
- (2) 被害者等がいる場合であって、公表により被害者等が特定される可能性があり、かつ、特定されることが適当でないときなど、被害者等の権利利益を侵害するおそれがあるとき。

### 3 公表の時期及び方法

- (1) 毎年四半期ごとに公表する。ただし、社会的影響の大きい事案の場合は、速やかに公表する。
- (2) 報道機関への資料提供及びホームページへの掲載を原則とし、事案の社会的影響等を考慮し、必要に応じて記者発表とする。

この基準は、平成17年6月6日以降に行った懲戒処分等に係る事案から適用する。

## 懲戒処分等の公表について

平成 年 月 日発表

宮古市職員の懲戒処分等の公表基準に基づき、次のとおり発表します。

No.	処分年月日	処分内容	被処分者	事案の概要
1				
2				